

「手持ち工事本数制限」に関する Q&A

<p>(問1)</p> <p>現在、久留米市が発注した土木一式工事を2本施工中です。いずれも総合評価でない一般競争入札（「通常の一般競争入札」という。以下同じ。）で発注されたものです。</p> <p>手持ち工事のいずれか一方が竣工しなければ、久留米市が発注する土木一式工事に係る通常の一般競争入札に参加できないのでしょうか。</p>	<p>(答1)</p> <p>令和4年度から土木一式工事については、手持ち工事本数制限を3本まで緩和しています。したがって、現在施工中の工事が竣工しなくとも、久留米市が発注する工事の入札に参加できます。</p>
<p>(問2)</p> <p>現在、久留米市が発注した建築一式工事を2本施工中です。いずれも通常の一般競争入札で発注されたものです。</p> <p>手持ち工事のいずれか一方が竣工しなければ、今後、久留米市が発注する建築一式工事の入札に参加できないのでしょうか。</p>	<p>(答2)</p> <p><u>手持ち工事本数制限を行うのは、通常の一般競争入札のみとなります。したがって、指名競争入札及び総合評価方式の入札には参加できません。</u></p>
<p>(問3)</p> <p>現在、久留米市が発注した電気工事を2本施工中です。一方は総合評価方式で発注された工事、もう一方は通常の一般競争入札で発注された工事です。</p> <p>手持ち工事のいずれか一方が竣工しなければ、今後、久留米市が通常の一般競争入札で発注する電気工事の入札に参加できないのでしょうか。</p>	<p>(答3)</p> <p>手持ち工事本数制限を行うのは、通常の一般競争入札のみとなりますので、<u>総合評価で発注された工事は手持ち工事としてカウントしません。</u>したがって、手持ち工事が竣工しなくても入札参加できます。</p>
<p>(問4)</p> <p>現在、久留米市が発注した管工事を2本施工中です。いずれも通常の一般競争入札で発注されたものです。</p> <p>そのうち1本は、今週末に完成届を提出する予定ですが、その場合、来週入札書の提出締切となっている久留米市発注の通常の一般競争入札に参加できますか。</p>	<p>(答4)</p> <p>手持ち工事本数は、入札書の提出締切時点で判断することとしています。また、手持ち工事とは、「落札者となっている工事及び契約締結後完成届提出前の工事のこと」としていますので、今週末までに完成届を提出されれば、来週入札書締切の工事には参加できます。</p> <p>なお、完成届は、発注部局の（予備）検査を終えた後、契約課に提出していただくようお願いいたします。</p>

<p>(問5)</p> <p>現在、久留米市が発注した造園工事を2本 施工中です。いずれも通常の一般競争入札で 発注されたものです。</p> <p>現在、久留米市が発注している造園工事の 発注表には、「手持ち制限の対象外工事」と 記載されていますので、当該入札に参加して もよろしいでしょうか。</p>	<p>(答5)</p> <p>発注表に「手持ち制限の対象外工事」と記 載された工事については、入札参加制限の対 象外となりますので、制限の対象となってい る手持ち工事が2本ある場合でも入札参加 可能です。</p>
<p>(問6)</p> <p>現在、久留米市が発注した塗装工事を2本 施工中です。いずれも通常の一般競争入札で 発注されたものですが、1本は、「手持ち制 限の対象外工事」として発注されたもので す。</p> <p>現在、久留米市が通常の一般競争入札で発 注している塗装工事に参加できますか。な お、当該入札の発注表には、「手持ち制限の 対象外工事」とは記載されていません。</p>	<p>(答6)</p> <p><u>「手持ち制限の対象外工事」については、</u> <u>当該入札への参加制限を行わないという意</u> <u>味であり、受注後は手持ち工事としてカウ</u> <u>ントします。したがって、お問い合わせのよう</u> <u>なケースについては入札に参加できません。</u></p> <p><u>なお、工事成績条件付一般競争入札にて発</u> <u>注した工事は、手持ち工事としては、カウ</u> <u>ントしません。</u></p>